

記入例

【令和6年度様式】 結婚新生活支援補助金申請明細書

申請者	住所	伊予市米湊820番地		生年月日	
	フリガナ氏名	(エヒメ イチロウ 愛媛 一郎)		昭和・平成 7年9月1日	
配偶者	住所	伊予市米湊820番地		生年月日	
	フリガナ氏名	(エヒメ アイコ 愛媛 愛子)		昭和・平成 7年10月5日	
婚姻届の提出日及び提出先		提出日	令和6年4月1日	提出先	伊予市 (役所 役場)
申請者及び配偶者が所得証明書の対象期間内に返還した貸与型奨学金の額		申請者	130,000円	計	180,000円
		配偶者	50,000円		
交付要件の確認		<input checked="" type="checkbox"/> 申請者及び配偶者はいずれも、国及び本市以外の地方公共団体等が実施する結婚新生活支援事業ほか、これと趣旨を同じくする補助金の交付を受けていません。			
申請区分に <input checked="" type="checkbox"/> を記入 (複数選択可)		<input checked="" type="checkbox"/> a.引越費用 <input checked="" type="checkbox"/> b.家賃、住宅購入費、リフォーム費用 <input checked="" type="checkbox"/> c.時短家電及び省エネ家電購入費			
申請区分	対象経費又は購入物品の詳細			区分ごとの補助対象金額	
a.引越費用	引越費用 (松山市→伊予市)			a	150,000円
b.家賃、住宅購入費、 リフォーム費	仲介手数料 88,000円 家賃 8万円×5ヶ月 (4~8月) =400,000円			b	488,000円
右記を確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> を記入	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族との売買又は賃貸借に当たらないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 上記金額は家賃補助等の控除後 (又は補助無し) であることを誓約します。				
c.時短・省エネ家電 購入費	品名及び型番	エアコン 伊予通 IY01111		c	195,000円
上記の表に記載しきれない場合は、aからcまでの区分ごとの個別経費及び合計を記載した別紙明細書を添付のこと。 ※申請年度の4月1日以前に支出した経費は対象としない。		前年度受給済の補助金額	,000円		
		補助金請求額	795,000円		

○下記の資料を添付すること。

- 入金口座の通帳等の写
- 婚姻届提出日と夫婦それぞれの氏名が確認できる書類
(夫婦のいずれもが記載された戸籍謄抄本等)
- 夫婦それぞれの生年月日及び申請時点の住所が分かる住民票
- 夫婦それぞれの直近の所得証明書(本市で発行できないときは、前住自治体が発行したもの。)
- 契約書写、領収書の原本 別紙明細書 (当様式に記載しきれない場合)
- リフォーム後の写真 (bのうちリフォーム費用を補助対象とするとき。)
- 製造メーカーが発行した保証書及びカタログの写し (cの場合)
- 配置又は設置後の写真 (cの場合)
- 事業に関するアンケート (結婚新生活支援補助金)

【a・bの補助上限】

- 夫婦とも29歳以下
所得500万円未満 60万円
所得500万円以上
660万円未満 20万円

- 夫婦とも39歳以下
所得500万円未満 30万円



各上限を超えた充当は不可

【cの補助上限】

- 夫婦とも29歳以下
所得660万円未満 20万円

- 夫婦とも39歳以下
補助対象外

【上記例の解説】

○夫婦とも29歳以下、世帯所得500万円以下の世帯の場合

a. 引越費用 (15万円) + b. 仲介料・家賃 (48.8万円)
= 補助対象経費 63.8万円

緑色の枠の補助上限は60万円なので、a+bの経費の補助金額は60万円
(超過する3.8万円は補助されない)

c. 省エネ家電 (19.5万円) は青色の枠の補助上限20万円の範囲内なので、
19.5万円全額が補助金額となる。

よって、今回請求する補助金額は60万円+19.5万円=79.5万円となります。

※この例で、緑色の枠の上限 (60万円) を超えた3.8万円を、
青色の枠の残額に充当して請求することはできませんので、御注意ください。